

策定年月	令和7年3月
見直し年月	令和 年 月

麦・大豆国産化プラン

産地名：栗東市

（作成主体：栗東市農業再生協議会）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

1) 麦類(小麦・はだか麦)・大豆生産の現状と課題

- ①本地域は、担い手が県内他地域と比べ少ない一方で、各集落で組織された営農組織等が中心となって、農業の機械化と経営の合理化を推進し、水稻・麦類・大豆を中心とする土地利用型農業が展開されている。
- ②麦類・大豆の作付面積は共に約70haで、近年、概ね横ばいで推移している。
- ③麦類・大豆の栽培ほ場は、多くが水田転換畑であることから、排水対策が重要な課題である。
- ④麦類では、ほ場の土壌条件による排水性の違いがみられ、排水性が悪いほ場では低収・低品質の生産者が散見される。また、R4年産から市内全域で「びわほなみ」に品種転換され、収量・品質の安定化が課題である。
- ⑤大豆では、播種時期の降雨や生育期の干ばつ、病虫害の発生による被害等の多数の要因で、年次により収量・品質にばらつきがみられる。
- ⑥基本となる栽培技術を適期適正に実施するには、作業の省力化、効率化が求められるため、団地化や高性能機械の整備、スマート農業技術の導入等が望まれる。
- ⑦実需者からは安定的な数量と均一な品質が求められており、作付拡大とともに収量および品質の高位安定化が望まれている。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

2) 麦類(小麦・はだか麦)・大豆の課題解決に向けた取組方針

- ①水田をフル活用した2年3作(水稻→麦類+大豆)または3年4作(水稻→水稻→麦類+大豆)輪作体系として、麦類・大豆の団地化による作付拡大および収量・品質向上を進める。
- ②麦類について、小麦では、製粉・製麺適性が高く、実需者からの評価が高い「びわほなみ」の収量・品質の安定化を目指し、新技術「後期重点施肥技術」に取り組んでいる。
- ③大豆の品種については、豆腐加工適性の高い「フクユタカ」を主に推進するとともに、一定需要が見込まれる「黒大豆」などの品種を組み合わせ、実需が求める品種を選定し、推進する。
- ④高性能農業機械等の整備やドローン、収量コンバインおよび可変施肥などのスマート農業技術の導入により、省力・効率的で収益力の高い麦類・大豆生産に取り組む。
- ⑤基本技術の励行により収量・品質の向上を図る。

現状値(R6)麦類(田)446kg/10a、大豆133kg/10a。目標:麦類468kg/10a、大豆140kg/10a以上

排水対策: サブソイルなどによる心土破碎、明きよの設置等による排水向上。

土づくり: 稲わらのすき込みや堆肥などの有機物の投入、土壌改良資材の施用による地力の向上。

適期適正播種: 麦類では、適正な苗立ち数と生育量確保のための播種時期と播種量の実践。

大豆では、梅雨時期を考慮した播種準備と降雨を避けた播種作業。

適正施肥: 麦類では、生育期間中の栄養状態の維持と穂数確保のための施肥の実施。

後期重点施肥技術の導入で、基肥を減らし、穂肥を増量することで穂数を増加させ、収量の向上を図る。

大豆では、初期生育と開花期の莢数確保のための施肥の実施。

病害虫・雑草防除: 麦類では、耕起前から生育期の時期に応じた除草剤散布および、赤かび病の適期防除と気象状況による追加防除。

大豆では、難防除雑草対策と、適期の病害虫防除。

適期収穫: 収穫時の適正な子実水分の確認による収穫作業で品質を確保。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

1)販売に関する方針

- ①実需者が求める品種について、播種前契約に基づき計画的な作付を実施する。
- ②結び付きによる実需者への継続的な販売推進・計画販売により、安定供給に努める。
- ③作柄や品質など産地の状況について実需者と共有を図る。

2)産地と主な実需者の取扱量の現状と目標(R9)

大豆						
中心となる生産者	集荷業者	集荷業者	実需者	現状(R6年産) (kg)	目標(R9年産) (kg)	品種名
上砥山営農組合				11,912	16,900	

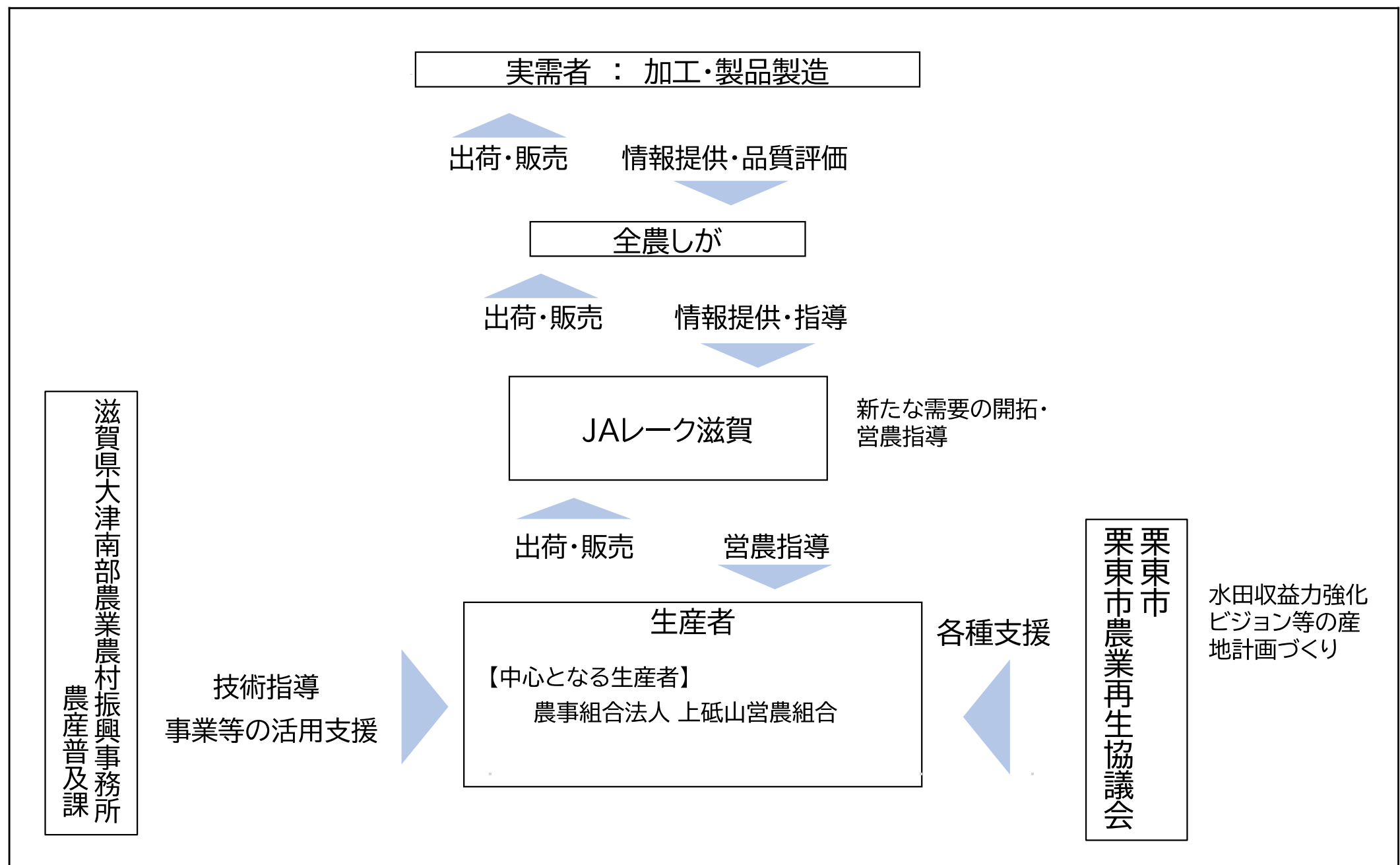
※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。
なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。
※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。